

改正概要説明書	
国名：フランス	法令名：知的財産法
改正情報：2023年4月1日改正	
改正概要：	
<p>1. 知的財産権の役割の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権の役割として、商法で規定する国内会社登録簿の運用を関連特権や情報の公衆への無償流通に適用することを追加した（第L411条1において(2)-1を追加）。 	
<p>2. 知的財産権の財務規定の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権の収入についての規定において、収入額の上限を明記するとともに、欧州特許庁の業務に関わる収入は収入の上限の適用対象からは除外する旨を追加して規定を整備した（第L411条2）。 	
<p>3. 意匠権の効力の及ぼない行為の追加及びそれに伴う意匠権の存続期間に関する規定の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意匠権の効力の及ぼない行為として、所定の自動車・トレーラーの外観を修復する意図を有する行為を追加してその要件を規定した（第L513条6(4)）。また、本規定の新設に伴い、所定の自動車・トレーラーの外観を修復する意図を有する行為を、意匠権の存続期間内の保護の例外として、意匠権の効力が及ぼない行為に追加した（第L513条1第3段落の追加）。 	
<p>4. 職務発明に関する規定の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発明を創作する業務を行う従業者の発明（職務発明）は原則として使用者である法人等に原始帰属する旨規定されていたが、従来は判例により、その他の者（非雇用者・研修生等）による発明は発明者個人に帰属すると解釈されていた。今回の改正により、当該その他の者による発明も所定の要件を満たす場合は公正な対価の支払いを条件として法人等が当該発明を原始取得する旨の規定を新たに設けた（第L611条7-1の追加）。 	
<p>5. 商標登録の更新の規定の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商標登録の更新の要件及び公告についての規定を、産業財産権庁が商標所有者に対する登録期間満了通知をしなくても責任を問われない旨の規定に変更した（第L712条9）。 	
<p>6. 海外領土に対する法適用の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フランスの海外領土である南太平洋のウォリス・フツナ諸島に対して知的財産権法の適用される規定の範囲を拡大した（第L811条1-1）。 	

改正内容：

・第 L411 条 1

産業財産権庁の役割が明確化された。

・第 L411 条 2

産業財産権庁の財務が明確化された。

・第 L513 条 1

意匠権の存続期間について明確化された。

・第 L513 条 6

意匠権の及ばない行為について明確化された。

・第 L611 条 7-1

職務発明に関する新設条文である。

・第 L712 条 9

商標の登録期間満了の通知が明確化された。